

## 平成30年度 第6回今帰仁村農業委員会総会

招集年月日	平成30年 9月25日(火)			
開催場所	役場第2会議室			
開催日時	平成30年 9月25日 午後 13時 32分 開会			
	平成30年 9月25日 午後 17時 15分 閉会			
出席委員	1番	大竹 恭弘	5番	神谷 正
	3番	大城 司	6番	比嘉 盛和
	4番	鈴木 江美子	7番	米須 清和
			8番	與那嶺 清
欠席委員番号	2番	謝花 喜美		
議事録署名委員	3番	大城 司	4番	鈴木 江美子

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議長 (開会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成30年度 第6回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>2番 謝花 喜美(じゃはな よしみ)委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、3番 大城 司（おおしろ つかさ）委員、4番 鈴木江美子（すずき えみこ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 平成30年度北部地区農業委員会 伊是名研修について 報告2 利用権設定農地の貸借終了・中途解約のお知らせについて 報告3 老人・婦人スポーツ大会団体リレー参加について
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。  議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第36号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第37号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第39号 今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について  以上です。  本日の提案された議案第35号から第39号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが10件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）

議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 13時 36分 再開 午後 15時 38分
議 長	休憩前に引き続き再開します。 ただ今より、議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。 お手元の資料 1ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明）  事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。以上です。
議 長	ただ今、議案第35号の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
	（質疑なしの声あり）
議 長	議案第35号について異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	議案第35号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。  続きまして、議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。 なお、本議案は、私、議長の関係する事案が含まれてますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。 最初に、利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号1番・7番について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>それでは、私のほうから議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号1番・7番について説明いたします。お手元の資料 3ページをお開き下さい。  (議案書に基づいて議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号1番・7番についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です</p>
議長	<p>ただ今、議案第36号 利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号1番・7番についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第36号 利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号1番・7番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係及び所有権移転関係整理番号1番・7番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係整理番号2番から6番については審議、採決を行います。本日は謝花職務代理が欠席です。従いまして、本案件の議事進行を務めていただく議長を私の方で指名することに異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、5番 神谷 正 (かみや ただし) 委員、審議及び採決をお願い致します。  (米須委員 退席)</p>
神谷委員	<p>よろしく申し上げます。議長が退席されましたので、事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係整理番号2番から6番について説明いたします。お手元の資料 5ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係整理番号2番から6番についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p>
神谷委員	<p>ただ今、議案第36号の所有権移転関係、整理番号2番から6番についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
神谷委員	<p>議案第36号の所有権移転関係、整理番号2番から6番について異議はないでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
神谷委員	<p>議案第36号「農用地利用集積計画の意見決定について」の所有権移転関係整理番号2番から6番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたしました。</p> <p>議事が終了しましたので、議長の米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(議長 着席)</p>
議長	<p>続きまして、議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 6ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、事業計画変更承認申請の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」の説明が終わりましたが、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

委 員	番号2番の資材置き場へ変更になった理由は何ですか。
事 務 局	事業継承者である業者が、申請地の近くでいくつか建設工事を受け持っており、その資材置き場として活用したいとのことでした。
委 員	申請者は建設会社なんですか。
事 務 局	建設会社ではないが、定款の事業内容の目的に建設業を含んでいることを確認しています。
委 員	一応、ここの転用理由は許可するには厳しいものかと思うが、建築業を定款の目的に記入・確認しており、申請地近辺に事務所もある。ただ、面接で聞く限り建設業の資材置き場というよりは、自分の所有資材を管理する為の資材置き場と思う。当初計画者は開発する予定は今後無いし、このまま残しててもしょうがないかなと感じるので、後は県に判断を仰いだ方がいいと考える。資材置き場はあまり認めたくないが、面積も小さいので…。
議 長	他ご意見ございますか。…よろしいでしょうか。それでは、議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第37号「農地転用事業計画変更承認申請について」は、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  それでは、続きまして、議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。
事 務 局	それでは、私のほうから議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。 お手元の資料 7ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて議案第38号整理番号1番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。

議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号1番についてご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第38号整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第38号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号2番についての説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第38号整理番号2番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第38号整理番号2番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号2番につづきましてご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第38号整理番号2番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことでありますので、議案第38号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号3番についての説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第38号整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第38号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>

議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号3番についてご意見・ご質問はございませんか。
委 員	お墓を建てる申請だが、申請者は業者として売買目的ではないのか。また分筆はしているか確認はしたか。
議 長	内容確認の為、休憩します。
	休憩 午後 16時 11分 (議案第38号整理番号3番内容確認) 再開 午後 16時 14分
議 長	引き続き再開します。議案第38号整理番号3番についてですが、事務局が申請者は売買目的がないこと、申請地について分筆をしていることを確認しているとのことです。議案第38号整理番号3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第38号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号4番の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第38号整理番号4番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第38号整理番号4番について内容を説明)  事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号4番についてご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第38号整理番号4番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)



議 長	異議なしとのことですので、議案第38号整理番号4番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号5番の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第38号整理番号5番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第38号整理番号5番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号5番についてご意見・ご質問はございませんか。
委 員	この申請は農家資格がないので家庭菜園として使っている庭を5条申請で登記したいということだと思うのですが、申請者と課税の取扱いについてはちゃんと確認してください。庭だと課税が上がる対象だったと思うので。
事 務 局	分かりました。今後ちゃんと対応していきます。
議 長	…よろしいでしょうか。それでは、議案第38号整理番号5番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第38号整理番号5番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号6番の説明をお願いします。
事 務 局	それでは私のほうから、議案第38号整理番号6番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第38号整理番号6番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。

議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号6番についてご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第38号整理番号6番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしとのことですので、議案第38号整理番号6番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号7番の説明をお願いします。
事 務 局	<p>それでは私のほうから、議案第38号整理番号7番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第38号整理番号7番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号7番についてご意見・ご質問はございませんか。
委 員	<p>プール施設の申請だが、実際にはプール施設とレストラン等飲食店建設の内容になっていて、面積が3,000㎡超えないので開発計画等要件をチェックする資料が無いので、判断・取扱いにとっても困る。排水計画も水道課と調整中でもし水道許可がもらえなかったら事業内容変更の可能性があるとのこと。プール申請自体初めてなので、この申請については県の方と取り扱いをちゃんと確認をお願いします。</p>
事 務 局	わかりました。取扱いについて県と確認します。
委 員	申請資料の図面に建物の面積・寸法等の数字が書かれていないが、確認はちゃんとしたのか。
議 長	確認の為、休憩します。

	休憩 午後 16時 30分 (議案第38号整理番号7番内容確認) 再開 午後 16時 45分
議長	引き続き再開します。議案第38号整理番号7番については確認したところ、申請地図面の建物の面積・寸法等の数字が確認できる書類が提出されていませんでした。書類不備のため保留にしたいと思いますが、異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第38号整理番号7番については保留いたします。つづきまして議案第38号整理番号8番の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから、議案第38号整理番号8番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第38号整理番号8番について内容を説明)  事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号8番についてご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第38号整理番号8番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第38号整理番号8番については原案通り可決決定いたします。つづきまして議案第38号整理番号9番の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから、議案第38号整理番号9番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第38号整理番号9番について内容を説明)

		事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議	長	ただ今、説明がありました、議案第38号整理番号9番についてご意見・ご質問はございませんか。
委	員	議案37号で言いましたが、資材置き場については目的がはっきりしないので許可判断が難しいですが、このまま手もつけずしておくのもしょうがないので県の判断に委ねるという形で今回は通したいと思います。一度転用許可も出していますので。
議	長	他ご意見ございますか。…よろしいでしょうか。それでは、議案第38号整理番号9番について異議はございませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	それでは議案第38号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号9番について異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。  続きまして、議案第39号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」を議題とします。
事	務	事務局
		それでは、私のほうから議案第39号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」説明いたします。 お手元の資料9ページをお開き下さい。 (議案書を読み上げ) お手元の資料11ページをお開き下さい。 (議案第39号整理番号重要変更30-20、30-21について内容を説明)  以上です。
議	長	議案第39号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」の説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。

委員	地積と変更面積が違っているが、当たっているのか。
議長	担当から内容確認する為、休憩します。
	休憩 午後 16時 59分 (議案第38号整理番号7番内容確認) 再開 午後 17時 13分
議長	引き続き再開します。事務局の方から再度説明をお願いします。
事務局	(議案第39号整理番号重要変更30-20、30-21について内容を説明)
議長	議案第39号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」の説明が終わりましたが、ご指摘の面積の差について修正を行うとのことです。その他、ご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第39号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第39号「今帰仁農業振興地域整備計画の変更についての意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。

